

## ひとり親家庭等医療費受給者証に関する注意点

### (1) 受給者証の有効期間について

受給者証の有効期間は原則として毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間で、毎年7月1日に新しい受給者証に切り替わります。5月中旬ごろにお送りする更新申請書をご提出いただいた上で、7月1日以降も引き続き資格のある方は、毎年6月末頃に新しい受給者証をお住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）よりお送りします。

ただし、下記の場合には、受給者証の有効期間が異なりますので、ご注意ください。

下記の場合は有効期間が短くなっています



#### ○ ひとり親家庭等の児童の方が18歳になられる場合

ひとり親家庭等の児童の方が、18歳になられる場合、18歳になられた年度の3月31日まで有効な受給者証をお渡ししています。

※ お子さまが18歳になられた後も、高等学校等に在学中（高等専門学校の場合は、第3学年の課程を修了するまで）の場合は、満20歳に達した日の属する月の月末まで助成を受けることができます。

該当される方は、「在学証明書」の提出が必要になります。在学証明書を持参の上、お住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）に申請をしてください。

#### ○ ひとり親家庭等の母または父が、75歳になられる場合

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ移行するため、誕生日の前日までの受給者証をお渡しします。誕生日以降は受給者証ではなく、医療費助成資格認定通知書をお送りします（下記（2）をご覧ください）。

### (2) 受給者証ではなく、医療費助成資格認定通知書を交付する場合があります

後期高齢者医療に加入されているひとり親家庭等の母または父については、「医療費助成資格認定通知書」をお渡しし、医療機関等の窓口で自己負担分（1割又は3割）をご負担いただきます。

ただし、払い戻しの申請をしていただく必要はありません。自己負担分と福祉医療一部負担金の差額を、1年間に2回（4月と10月）に届出いただいた銀行口座に振り込みます。